

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第七条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の五の二第二項中「第三十八條第二項」を「第四十三條第二項」に改める。

第二十七條の六第一項第一号中「第二十三條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

第二十七條の十一の二第二項中「第三十八條第二項」を「第四十三條第二項」に改める。

第三十九條の四十一第一項第一号イ中「第二十三條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

(特許法施行令の一部改正)

第八条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号八中「第二條第十八項」を「第二條第十七項」に改め、同号ホ及びへを削る。

(法人税法施行令の一部改正)

第九条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「及び第九号並びに第二項第六号」を削り、「範囲」の下に「及び附則第八條の八第一号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)を加え、同項第三号口中「第十二号及び第十四号並びに第二項第八号」を「第十一号及び第十三号並びに第二項第七号」に改め、同項第五号り中「第九号」を「附則第八條の八第一号」に改める。

(金融庁組織令の一部改正)

第十条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号テ中「第三十二條第二項」を「第三十一條第二項」に改める。

(経済産業省組織令の一部改正)

第十一条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八十四条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第四百四十九條第十一号中「中小企業等経営強化法」の下に「平成十一年法律第十八号」を加え、「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に、「第四十條第一項」を「第三十九條第一項」に改める。

第五百十條第六号中「経済産業政策局及び商務情報政策局並びに」を削る。

第五百五十四條第七号中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第四十條第一項」を「第三十九條第一項」に改める。

第五百五十六條第四号中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に、「第二十二條第二項」を「第二十一條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第六百六十一條第五号中「経済産業政策局及び商務情報政策局並びに」を削る。

第六百六十二條第三号中「第四十四條第一項」を「第四十三條第一項」に改める。

(中小企業政策審議会令の一部改正)

第十二條 中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表中中小企業経営支援分科会の項第二号中「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第三條第三項」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(次条第二項において「改正法」という。)の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条において「機構」という。)が行っている第三条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三條第一項に規定する資金の貸付け(同項第一号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係る事業に係るものに限る。)及び同条第三項に規定する資金の貸付け(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際現に機構が行っている改正法第六條の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号)第十五條第一項第十一号に規定する資金の貸付けの業務(これに附帯する業務を含む。)に係る損失の危険の管理に関する主務大臣の権限の委任については、なお従前の例による。

(特許法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第八條の規定による改正前の特許法施行令第十条第二号ホ又はへに掲げる者である者に対する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九條の二第一項の規定による特許料の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予若しくは同法第九十五條の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十八條の二の規定による国際出願に係る手数料の軽減若しくは免除については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 江藤 拓

国土交通大臣 梶山 弘志

環境大臣 赤羽 一嘉

小泉進次郎

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月十六日

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十一号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十月一日とする。

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 江藤 拓

内閣総理大臣 安倍 晋三

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月十六日

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月十六日

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月十六日

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月十六日

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月十六日

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年九月十六日

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。